

排水設備工事の手引き



東温市上下水道課

令和6年9月 改訂版

目 次

第 1 章 設 計

1. 設計の基本原則	1
2. 設計基準	1
(1) 管渠	1
(2) ます	2
(3) 防臭装置	2
(4) ごみよけ装置	2
(5) 阻集器	3
(6) 沈砂装置	3
(7) ガソリンスタンド等の排水	3
(8) 構造及び材料	3
(9) ディスポーザー	4
(10) その他	4
3. 既設排水設備（排水管、汚水ます）の取扱い	5
既設排水設備利用時の手続き（フロー）	6

第 2 章 施 工

1. 接合	7
(1) 管とますの接合	7
(2) 管と管の接合	7
(3) ポリプロピレンますの施工	7
(4) トラップますの施工	7
2. 公共ますへの接続工事	7
3. 浄化槽等の処置	8

第 3 章 工事の申請から完了検査まで

1. 工事着手前の申請	9
排水設備等新設（増設・改築）申請書	
2. 工事完了後の届出	10
排水設備等工事完了届兼工事検査申請書	
下水道使用開始（休止・廃止）届出書	

3. 工事完了検査	10
(1) 検査の日程調整	10
(2) 検査前の準備	10
(3) 検査の立会い	10
(4) 検査後の指示に対する対応	10

第4章 設計図面等作成要領

1. 設計図の作成要領	11
2. 図面の記載方法	12
(1) 平面図記載内容及び記載例	12
(2) ます種の記載例	13
(3) 記載数値の基準	13
3. 設計図作成例	14
【図－1】平面図	14
【図－2】平面縦断図	15
公共ますへの接続方法	16

第5章 各種制度

1. 普及促進対策助成金制度	17
2. 排水設備等新設改造資金融資あっせん制度	19
3. 雨水貯留施設改造助成金制度	23
<参考>公共下水道の『助成金』又は『融資』に関する 必要証明書一覧表	26

第6章 指定工事店

1. 指定工事店の責務及び遵守事項	27
2. 遵守事項違反による処分	28

第 1 章 設 計

1. 設計の基本事項

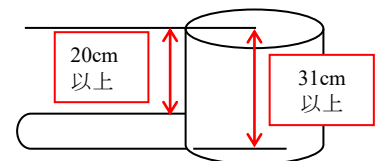
- (1) 排水設備の設計・施工にあたっては、下水道法その他関係法令で定めるもののほか、東温市公共下水道条例及び同条例施行規程等に規定する基準に基づき、適正を期するよう心掛けること。
- (2) 排除方式は「**分流式**」とすること。
なお、工場、事業場排水は、一般の排水と分離した別系統で公共ますに接続することが望ましい（**集落排水へは、工場、事業場排水の排水は原則できません**）。
- (3) 公共ますその他の排水設備の位置、屋内排水設備とその位置、敷地の土地利用計画等について調査を行うこと。

2. 設計基準

(1) 管渠

①管渠の構造は、**暗渠**であること。

②管渠の**土被りは、20cm以上（「ます天」から「ますの中心底」まで31cm以上）**であること。ただし、敷地条件により必要な防護をしたときはこの限りでない。



③管渠の内径及び勾配は、次の表に定めるところによるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

【 表 1 】

排水人口	管渠の内径	管渠の勾配
1 5 0 人未満	1 0 0 mm以上	1 0 0 分の 1 以上
1 5 0 人以上 3 0 0 人未満	1 2 5 mm以上	
3 0 0 人以上 5 0 0 人未満	1 5 0 mm以上	
5 0 0 人以上	2 0 0 mm以上	

(2) ます

- ① 管渠の**起点、終点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは種類を異にする管渠の接続箇所又は勾配が著しく変化する箇所**に設けること。ただし、検査及び清掃の容易な場所には、枝付管若しくは曲管を用いることができる。
- ② 管渠の直線部においては、**内径の120倍以下**の間隔でますを設けること。
※管径100mmの排水管の場合、12m以内に「ます」1個を設置すること。
- ③ ますの大きさは、**内径及び内のり15cm以上の円形又は角形**とし、管渠の内径及び埋設の深さ、排水管の会合本数に従って検査及び清掃に支障のない大きさとする。
- ④ ますの底部は、汚水ますには**インバート**を設け、雨水ますには泥だめを設けること。
(雨水ますを新設する場合は、可能な限り透水性の雨水ますとすること。)
- ⑤ **トイレ排水の合流点には汚水の逆流を防止するため、45度合流段差付ます(45YS)**を使用することを基本とする。ただし、やむを得ない場合は以下の優先順位により品種を設定すること。

※優先順位 45YS → 90YS → 45Y → 90Y



- ⑥ 汚水ますは、**密閉蓋**とし、積載過重を考慮した蓋とすること。ただし、雨水管渠用のますは、格子蓋を設けることができる。

**※密閉蓋とは、シーリング等により
防水・防臭対応がされたものをいう。**



- ⑦ 土地利用の変更等で公共ますを追加、撤去、移設する場合は、事前協議のうえ必要な申請を行うこと。

※軽微な変更(ます深さ、蓋の変更)については、排水設備工事完了届出時に変更前後の詳細図を添付すること(外構工事時に変更となることが多いため、注意してください)。

(3) 防臭装置

台所、浴室、洗濯場その他汚水の流出箇所には、容易に内部を検査及び清掃できる構造の**防臭装置(トラップ)**を設けること。ただし、器具付けのトラップがある場合は**二重トラップとならないようにすること。**

(4) ごみよけ装置

台所、浴室、洗濯場その他下水の流通を妨げる固形物を排出するおそれのある吐口には、**目幅5ミリメートル以下**の堅牢な**スクリーン(目皿)**を取り付けること。

（５）阻集器

油脂、ガソリン、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。

ア 阻集器は、下記の表を参考に、使用目的・排水施設の規模等に応じて種類や容量を選定し設置することとする（排水設備工事申請時に選定根拠資料を添付すること）。

設置する箇所については容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具又は装置のできるだけ近くに設置すること。

阻集器の種類	設置が必要な場所
グリース阻集器	営業用調理場、社員・従業員用厨房等
オイル阻集器	ガソリンスタンド、自動車整備工場等
ヘア阻集器	理髪店、美容院、プール、公衆浴場等
ランドリー阻集器	営業用洗濯場等
プラスタ阻集器	歯科技工室、外科ギプス室等

イ 阻集器の材質は、ステンレス製、鋼製、鋳鉄製、コンクリート製又は樹脂製の不透水性で、耐食性のものとする。

ウ トラップの封水深は、5センチメートル以上とする。

（６）沈砂装置

洗車場その他土砂を多量に排出する場所には、適当な砂溜りを設けること。

（７）ガソリンスタンド等の排水

ガソリンスタンド、洗車場その他の施設で污水管に雨水が流入するおそれのあるときは、雨水の流入を軽減する施設を設けなければならない。

※市への事前協議が必要

（８）構造及び材料

管渠及びますその他の付属装置には、硬質塩化ビニール製品等の耐水性のものを、不浸透耐久構造とすること。

ただし、雨水についてはこの限りではない。

(9) ディスポーザー

設置できるディスポーザーは、ディスポーザーと専用排水配管及び排水処理槽から構成される「ディスポーザーキッチン排水システム」とし、**単体ディスポーザーは設置してはならない。**

※市への事前確認及び協議のうえ、市への届出及び維持管理が必要

(10) その他

- ① 水洗便所は、便器内のし尿を公共下水道に支障なく排除することが可能な圧力水を注流することができる構造であること。また水洗便所は、できるかぎり**節水型**の構造であること。

- ② **屋外の足洗い場及び屋外洗濯機等**については、庇（ひさし）及び囲い等が設置されており、**雨水や土砂が流入する恐れがないと認められる場合に限り**、公共下水道に接続することができる。

※汚水に接続する場合、事前に現況写真等を提出し、市の確認を受けること。

雨水や土砂が流入する恐れがある場合は、雨水系統に接続し、汚水を流さないよう施主に説明をおこなうこと。

- ③ 給湯器等のドレン管の排水は、雨水系統に接続すること。

- ④ 「排水設備工事申請書（作成）手数料」など、**施主から手数料を得て申請書の作成を行うことは行政書士法に抵触し、また、施主が東温市へ手数料を支払うと勘違いすることもあるため、見積書でこの表現は適切ではなく、この費用を請求しないこと。**

3. 既設排水設備（排水管、汚水ます）の取扱い

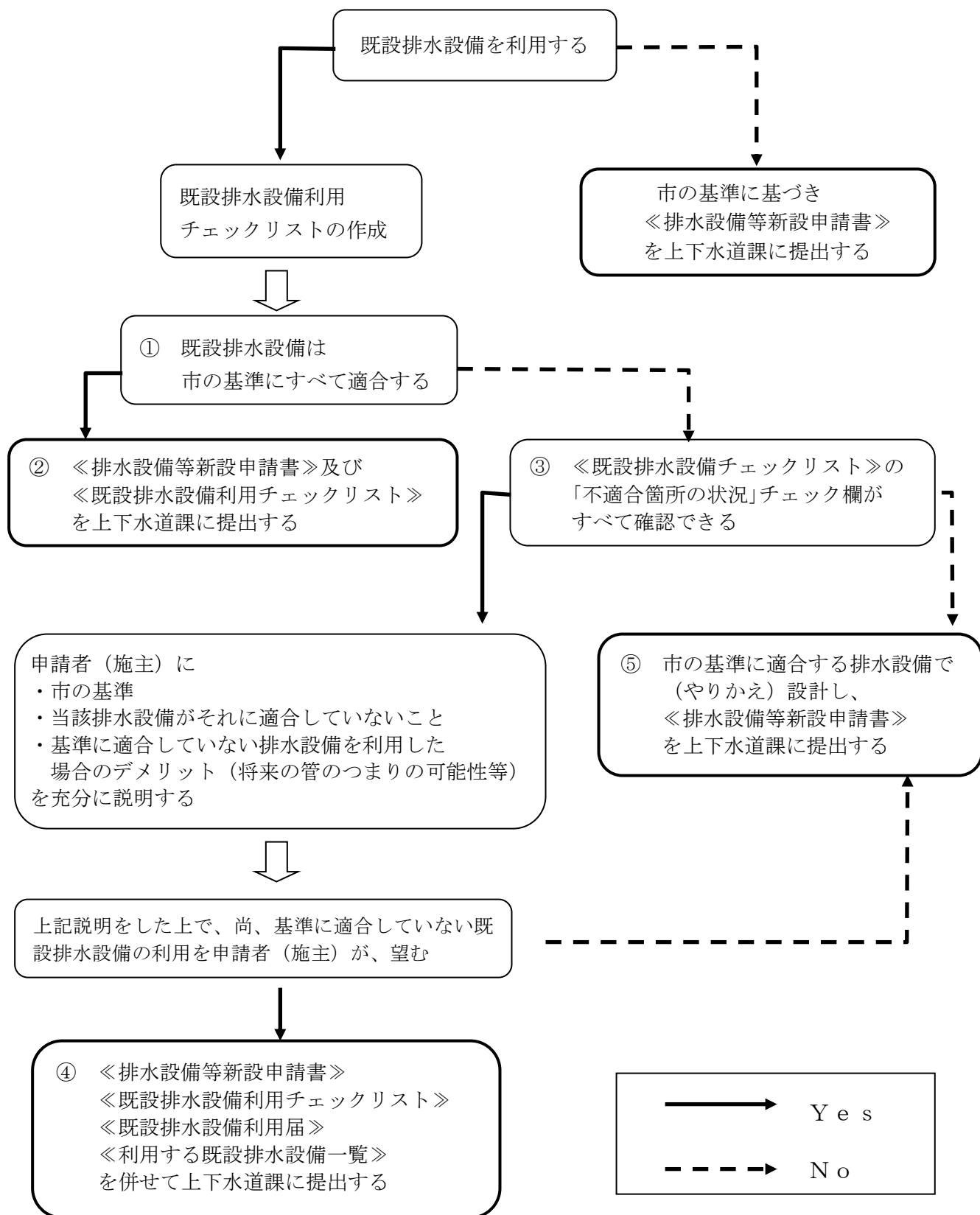
※既設排水設備とは…下水道への切替以前に設置され、既に利用されている排水設備のことをいう。

既設排水設備の利用を施主が希望した場合は、以下により利用可能かどうかチェックを行うこと。

※既設排水設備を利用しないときは、チェック不要。

- ① 「既設排水設備利用チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）」により、市の基準に適合するかチェックを行う。
- ② 市の基準にすべて適合する場合は、指定工事店作成の「チェックリスト」を「排水設備等新設申請」にあわせて提出する。
- ③ 市の基準に適合しない箇所がある場合は、その状況を指定工事店が利用可能かどうかチェックを行う。
- ④ 市の基準には適合していないが、指定工事店が利用可能と判断し、かつ、施主がその利用を望んだ場合は、施主からの「利用届」等の提出により利用可とする。
- ⑤ 市の基準に適合しておらず、指定工事店が利用不可能と判断した場合は、市の基準に適合する排水設備により施工するものとする。（やりかえ工事となる。）

既設排水設備利用時の手続き（フロー）

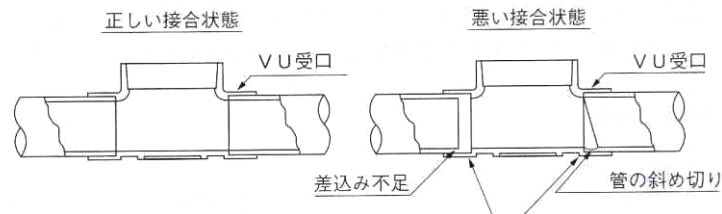


第2章 施 工

1. 接合

(1) 管とますの接合

管とますの接合時には、管の斜め切りや差込み不足などに十分注意し、ますインバート部受口の奥部まで確実に挿入すること。



(2) 管と管の接合

V U管の継手は、必ずV U継手を使用すること。

(D V継手やV P継手は、継手内で段差が生じ汚物が滞留するため使用しないこと)

(3) ポリプロピレンますの施工

①ポリプロピレンますの本体とパイプ、本体とアジャスターの接合には、必ず専用の接合剤を使用すること。

(塩ビ用接着剤、シリコン系コーキング剤等は効果がないので使用しないこと)

②ますとアジャスターの接合は、ますの受溝に専用の接合剤を十分塗ってからアジャスターを接合すること。

(アジャスターをはめ込んでから内側からシール剤を塗っても防水効果がないので注意すること)

③シールパッキンの向きをしっかりと確認すること

(防水リップが付いている方をますの内側を向くように施工すること)

(4) トラップますの施工

トラップの封水深は、5 cm以上、10cm以下となるよう調整すること

2. 公共ますへの接続工事

排水設備と公共ますの接続時、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷することがないように注意すること。接続後は、**宅内ます及び宅内配管の清掃**を十分に行い、**土砂の流入防止**に努めること。

3. 浄化槽等の処置

既存浄化槽は、し尿を完全にくみ取り、清掃、消毒をすること。

- ① 既存の浄化槽は撤去することが望ましいが、撤去できない場合は、各槽の底部に10cm以上の孔を数箇所あけるか又は破壊し、良質土で埋め戻して沈下しないように十分突き固めること。
- ② 浄化槽を残したまま、その上部等へ排水管を布設する場合は、槽の一部を壊すなどして、排水管と槽との距離を十分とり、排水管が不同沈下をしないようにすること。
- ③ 浄化槽を再利用して雨水を一時貯留し、雑排水用（庭の散水、防火用水等）に使用する場合も同様にし尿のくみ取り、清掃、消毒をすること。この場合の工事の留意事項については別に定める。
- ④ 既設浄化槽（便槽）の汲み取りをする際には、トラブルのないよう事前に調整を行っておくこと。

- ・くみ取り代金は、どちらが負担するのか。いくらかかるのか。
- ・くみ取りの連絡は、誰がするのか。
- ・次回から、汲み取りが不要になる旨、汲み取り業者へ伝えたか。

第3章 工事の申請から完了検査まで

1. 工事着手前の申請

【提出書類：排水設備等新設（増設・改築）申請書】

排水設備工事着手の5日前までに、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令等の規定に適合するものであることについて**市の確認を受けること**。

※市が確認する計画の範囲は、原則としてその土地の下水又は建築物から屋外に排除された下水が、最初に流入するます（以下「第1ます」という）から公共ますまでとする。

ただし、以下に該当する場合はその限りでない。

- ・「第1ます」が屋内に設置されている場合は屋内の「第1ます」からとする。
- ・「第1ます」以前に阻集器、貯留施設、排水ポンプなどの施設が設置されている場合は各施設からとする。
- ・事業場の排水等で屋内排水設備の内容確認が必要と認められる場合は、屋内排水設備の詳細図等の添付を求める。
- ・改築等で屋外の排水設備に変更がない場合も、屋内排水設備の種類や位置、用途等が変更になる場合は申請が必要。

※添付書類

- ①位置図
- ②平面図
- ③縦断図
- ④構造詳細図
- ⑤同意書

他人の土地及び建物を使用し、又は排水設備を利用する場合には、その所有者の同意書を添付すること。

（申請書同意欄使用も可）

- ⑥見積書（写し）

見積金額の明細がわかるもの（内訳がわかる詳細なもの）を添付すること。

※注意事項

- ・申請書の提出に際しては、**当該工事の担当者（下水道排水設備指定工事店の専属責任技術者）が持参**すること。
- ・**提出書類は、A4サイズ**に整えること。

2. 工事完了後の届出

【提出書類：排水設備等工事完了届兼工事検査申請書】

排水設備工事を完了した日から5日以内（期限厳守）に「排水設備等工事完了届兼工事検査申請書」により届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けること。
やむをえず届出が遅れる場合は、必ず市の料金係へ連絡し、指示に従うこと

出来形に応じた図面（竣工図）を作成し、完了届に添付して提出すること。
※重要な変更については、変更内容を事前に市に協議し、確認を得ること。

【提出書類：下水道使用開始（休止・廃止）届出書】

「排水設備等工事完了届兼工事検査申請書」と同時に「下水道使用開始（休止・廃止）届出書」を提出すること。

※『使用者』＝『水道の名義人』となるよう確認しておくこと。

名義が変更になる場合は、上下水道使用者異動届の提出が必要となる場合がある。
水道メーターが複数設置されている場合は、名義人ごとに使用開始届を提出すること。

※ 用水源が井戸水のみ又は井戸併用の場合は、人員を確認すること。

3. 工事完了検査

工事完了検査にあたっては、次のとおり準備及び対応を行うこと。

（1）検査の日程調整

事前に申請者の日程（複数日時）を確認し、完了届出時に完成検査日時を市と調整すること。

（2）検査前の準備

工事完了届兼工事検査申請書に添付した竣工図について、再度現地との確認をしておくこと。特に誤接や滞留の無いことを、水を流して確認すること。

（完了届提出後に外構工事があり、検査時に検査項目が竣工図と合わないことが増えてきております。完成届提出後、外構工事がありましたら検査時に訂正図面の提出をお願いします。）

まず蓋受溝の土砂を十分清掃しておくこと。

なお、清掃の際には、下水道管への土砂の流入防止に努めること。

（3）検査の立会い

専属責任技術者は、市が行う完了検査に立ち会うこと。

（4）検査後の指示に対する対応

検査後、市の職員から工事の手直し又は図面の修正等を指示されたときは、すみやかに（概ね3日以内）対応を行うこと。

第4章 設計図面等作成要領

1. 設計図面等の作成要領

設計図は設計の意図を示し施工の基本となるものであり、更に完成後も永く保存されるものであるから、正確で明瞭に作図しなければならない。

図面の表示の仕方、書き方については、次のとおりとする。

(1) 位置図

申請地周辺を表示した地図に、申請地の位置を明示すること。

(2) 平面図

縮尺は200分の1以上（可能な限り100分の1以上）とし、次の事項を記載すること。ただし、事業所等で敷地が広いときは、その縮尺を1,200分の1まで小さくすることができる。

- ① 敷地境界、建物の位置、道路、下水道管渠、公共ます
- ② 台所、浴室、洗濯場、便所及びその他汚水を排除する施設の位置並びに排水口
- ③ 管渠及びます等の位置（雨水・汚水とも）
- ④ その他工事の施工上、必要となる事項

＜図面作成例 【図—1】参照＞

(3) 縦断図

- ① 縮尺は、横は平面図に準じ、縦は100分の1以上とし、管径・延長・勾配・ます深さ及び既設公共ますの天端高を基準とした地盤高・管底高を記入すること。

＜図面作成例 【図—2】参照＞

- ② 地盤が平坦で簡易なものについては、縦断図の添付を省略することができる。
その場合、平面図に管種・管径・管路延長・勾配及びますの内径・深さ・種類を記入すること。

(4) 構造詳細図

阻集器（油脂しゃ断装置等含む）を設置する場合は、その機能および機種選定根拠が分かる構造図等を添付すること。

2. 図面の記載方法

(1) 平面図記載内容及び記載例

【表2】

種別	記載内容	記載例
排水管	污水管(新設)	————— (赤色)
	污水管(既設)	 (赤色破線)
	雨水管(新設)	————— (青色)
	雨水管(既設)	 (青色破線)
	管径・管種・延長 勾配	○ — 100 VU 5.85 — ○ 1.0%
污水ます	ます番号・ます種・天端高 内径・深さ	NO.1 90L (+15) 20 x H35 (既設ます) 既設のますを使用する場合の記載方法。 新設するますについては、記載不要。

※記載内容の注意点

排水管の延長・・・ますの中心間の距離を記載すること。

※切り管の寸法ではない。

ま す 番 号・・・上流（起点）側より付番すること。

ま す 種・・・記載例【表3】の『略号』を記載すること。

天 端 高・・・既設公共ますの天端高を『±0 m』とした『ますの天端高』を記載すること。

ま す 深 さ・・・『ます天』から『ます中心底』までの深さを記載すること。
(公共ます未設置の場合、最低設置値H70で計画すること。)

既 設 ま す・・・既設ますを使用する場合は、(既設ます)と記載すること。

【完了時の計測例】



『ます天』から『ます中心底』までの深さを検測し、出来高寸法として、竣工図へ記載すること

トイレの合流など、段差付のますの場合は、流入側と流出側、2箇所の深さを検測し、出来高寸法として記載すること



『ます』の中心間距離を検測し、出来高寸法として記載すること

(2) ます種の記載例

【表3】

種類		略号	略図	種類		略号	略図
ストレート	ストレート	ST		曲り	90度曲り	90L	
合流	90度合流	90Y			45度曲り	45L	
	45度合流	45Y		ドロップ	ドロップストレート	DR	
	左右合流	WL			ドロップ90度合流	DRY	
	45度・90度合流	YW		トラップ	起点トラップ	TRK	
	45度合流段差付	45YS			トラップ	TR	

(3) 記載数値の基準

【表4】

種 別	区分	単位	記入数値	記載例
排 水 管	管径	mm	整数	100
	延長	m	小数点以下2位まで	5.85
	勾配	%	小数点以下1位まで	1.0
ま す	天端高	cm	整数	+15
	内径	cm	整数	30
	深さ	cm	整数	H55
縦断面図	地盤高	cm	整数	+10
	ます深さ	cm	整数	-32
	管底高	cm	整数	-22

※記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

(ただし、勾配1.0%以下の場合は小数点第2位までで四捨五入を行うこと。)

例えば、

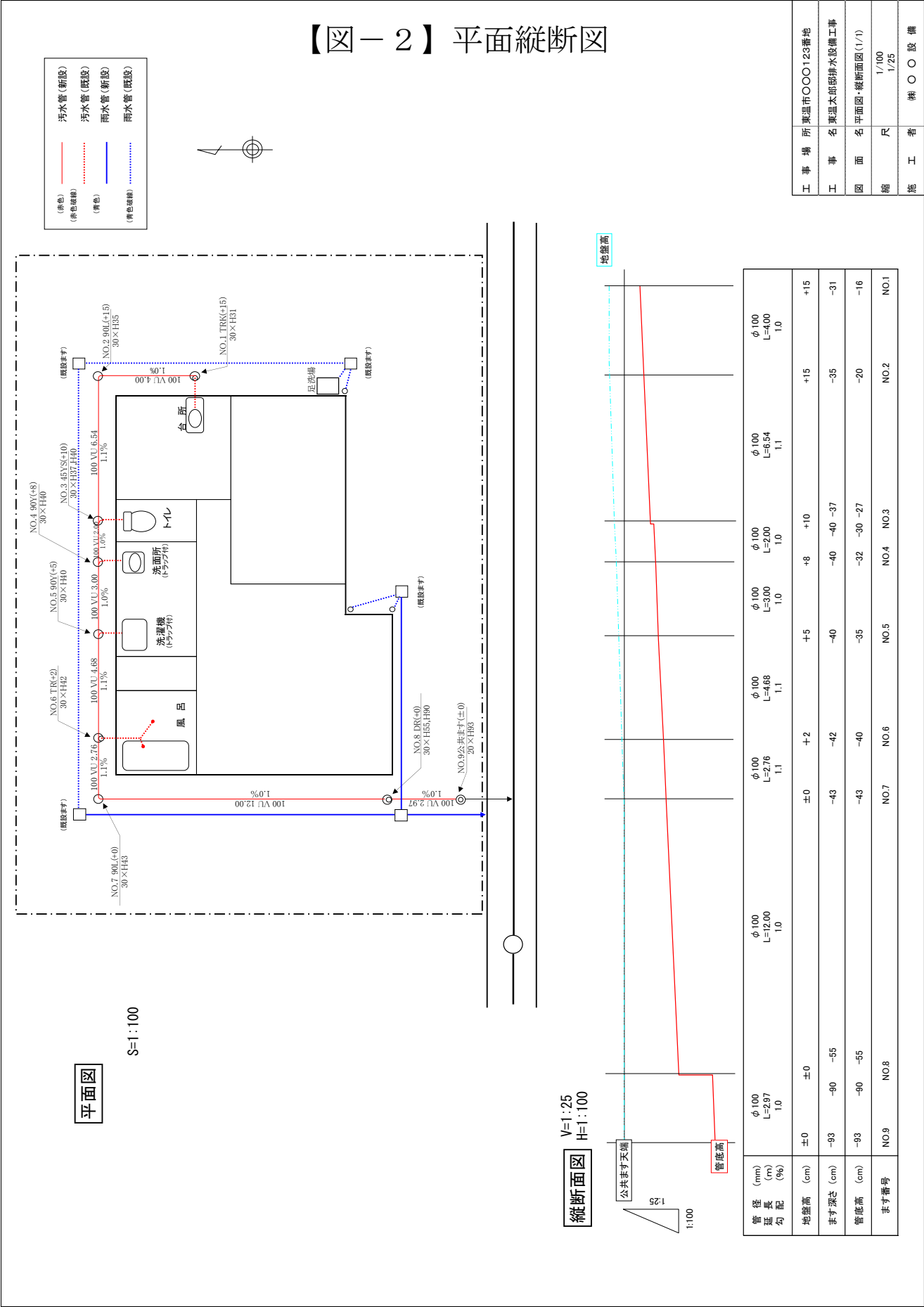
【ますの管低差：5cm】

【ますの中心間距離：4.3m】の場合

排水管勾配は、 $5\text{cm} \div 4.3\text{m} = 1.16279$

記入数値の直近下位（小数点第2位）を四捨五入し、

『1.2%』と記入する。

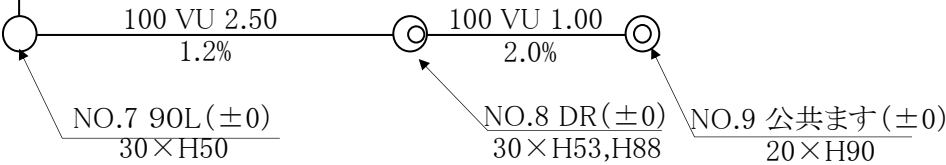


『公共ます』上流の『汚水ます』との段差がある場合
『公共ます』への接続方法(記載例)

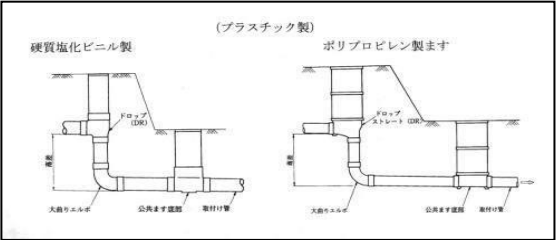
※公共ます未設置の場合 H=70(最低)で計画

①ドロップますを使用する場合

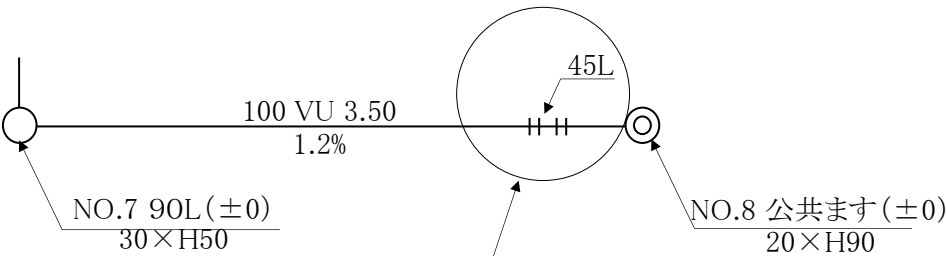
※流入管径がφ100mmの場合、流入管からの落差が、15cm径のますでは約28cm以上、20cm径のますでは約31cm以上、30cm径のますで約35cm以上必要。
ドロップ下の継手は、VU大曲エルボとすること。



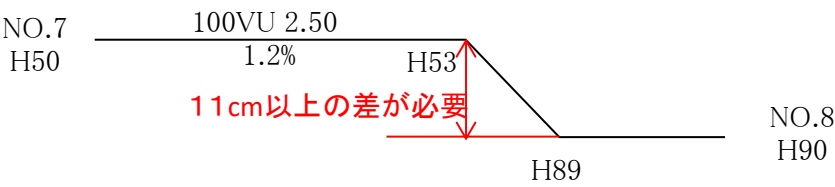
施工例



②45°エルボを使用する場合

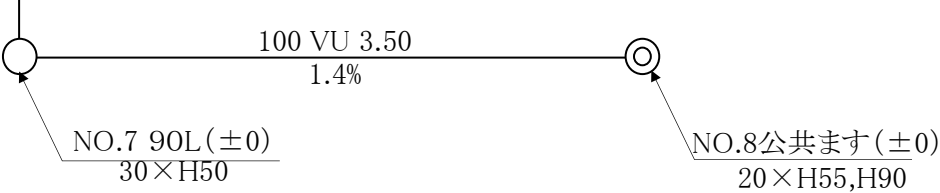


断面図



③合流サドルを使用する場合

流入管からの落差が、三方合流型の公共ますで23cm以上、ドロップ型の公共ますで27cm以上必要



品番を記載すること

第5章 各種制度

1. 普及促進対策助成金制度

下水道の普及を促進するため、下水道の供用開始の公示後、一定期間内に排水設備の改造工事を実施した方へ、改造工事費の一部を助成する制度を設けています。

(1) 助成内容

区 分	助成額
供用開始の日から3ヶ月以内の改造工事	3万円
供用開始の日から6ヶ月以内の改造工事	2万円
供用開始の日から1年以内の改造工事	1万円

※ 助成額が改造工事費用の実費を上回るときは、改造工事費用の実費を助成額とします。

※ 千円未満の端数は切り捨てします。

※ 区分に規定する期間については、改造工事の完了日をもって判断します。**完了日から5日以内に完了届出がない場合は、期間内に完了したと認められませんのでご注意ください。**(ただし、市長が特別の事情があると認めた場合を除きます)。

(2) 助成対象者 重要！

次に掲げる要件のすべてを満たす方が助成金交付の対象者となります。

- ① 排水設備の設置義務者で排水設備の改造工事を自ら全額負担して行う方
- ② 排水設備の設置義務者で供用開始の日から1年以内に次のいずれかの改造工事を完了した方(ただし、市長が特別の事情があると認めた場合を除きます)
 - ア くみ取り便所を水洗便所に改造するための工事
 - イ 既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続するための工事
- ③ 平成17年度以降に受益者負担金が賦課される土地であること
- ④ 市税、下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業分担金、上・下水道使用料を滞納していない方

※ **次に該当する場合は、助成金の対象外です。**

新築の場合

便槽又は浄化槽がない場合

国又は地方公共団体が改造工事をした場合

集会所等の工事で市から工事費用を対象として補助金等を受ける場合

申し込みから振込まで【普及促進対策助成金】

1. 助成金交付申し込み（申請者→市）

重要！排水設備工事申請と一緒に手続きを行ってください。

【下水道普及促進対策助成金交付申請書】

<添付書類> 各1部

ア 排水設備等新設（増設・改築）申請書及びその添付書類

イ 市税納税証明書

【申請者：《未納がない証明書》】

※本市にて証明可能な方は下水道普及促進対策助成金交付申請書に記述されている同意のもとこちらで納付状況を確認します。

2. 書類審査（市）

上下水道課窓口にて審査しますが、申請者に市税の滞納等があった場合には、助成金の支給ができない場合があります。

3. 工事着手（指定工事店）

東温市下水道排水設備指定工事店により改造工事に着手

4. 完成検査（市）

5. 助成金の交付請求（申請者→市）

排水設備等の工事の検査に合格した場合

【下水道普及促進対策助成金請求書】

<添付書類> 1部

改造工事費用の実費を証する書類（請求書又は領収書のコピー）

6. 助成金振込（市→申請者）

関係書類を審査し、助成金を交付
（完成検査日の翌月末日を予定）

2. 排水設備等新設改造資金融資あっせん制度

下水道処理区域内において、排水設備等を新設又は改造される方へ、工事費の一時負担を少しでも軽くするために、融資あっせん制度を設けています。

ただし、**家屋の新築工事に伴い排水設備等を新設する場合は、融資あっせん制度は適用されません。**

(1) 融資あっせん条件

- ① 融資あっせん額……10万円以上 50万円以内
(1便槽又は1浄化槽あたり)
- ② 利 子……………無利子
※ただし、遅延利息は、融資を受けた方の負担
- ③ 償還方法……………融資を受けた月の翌月から
1ヶ月1万円(1便槽又は1浄化槽あたり)
毎月15日に償還
(約定償還日前に繰上償還することも可能)

(2) 融資あっせん対象工事

- 便器(付属する洗浄器具及び給水管の新設を含む。)、排水ます、排水管、防臭設備の新設又は改造工事
- 便槽又は浄化槽の廃止工事
※くみ取り、汚泥引抜費用は対象外。

(3) 融資あっせんの対象者 重要！

次に掲げる要件のすべてを満たす方が融資あっせんの対象者となります。

- ① 処理区域内の建築物の所有者
又は新設改造工事について建築物の所有者の同意を得た使用者
- ② 償還金の支払能力がある方
(非課税の人でも融資あっせんを受けることができます。)
- ③ 市税、下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業分担金、上下水道使用料を滞納していない方
- ④ 新設改造工事費を一時に負担することが困難な方
- ⑤ 下水道の供用開始の日から1年以内に行う新設改造工事
(ただし、1年以内に改造できなかったことについて
相当の理由があると認められる場合を除く。)
- ⑥ 市長が適当と認めた連帯保証人1人を有する方

(4) 連帯保証人の資格 **重要！**

連帯保証人は、原則次の要件をすべて満たす方でなければなりません。

- ①本市に居住している方
- ②独立の生計を営み、かつ、返済能力がある方
(申請者と同居している同一世帯の家族には、資格がありません。)
- ③市税、下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業分担金、上下水道使用料を滞納していない方
- ④本市に建築物又は土地を所有している方

ただし、上記①④の要件を満たさない場合でも、市長が**所得状況等**により連帯保証人としての保証能力があると認めたときは連帯保証人になることができます。

(5) 融資取扱金融機関

融資取扱金融機関は、**東温市内**の支店・支所に限られます。

金 融 機 関 名	取扱支店・支所名
愛 媛 銀 行	重信支店 見奈良支店 川内支店
愛 媛 信 用 金 庫	横河原支店 川内支店
え ひ め 中 央 農 協	北吉井支所 南吉井支所 拝志支所 三内支所
松 山 市 農 協	川上支所

(6) 融資手続き

金融機関における融資申込み手続きは、「申請者」及び「連帯保証人」本人が工事完了後に直接金融機関に出向いて行う必要があります。

申し込みから返済まで【融資あっせん制度】

1. 融資あっせん申し込み（申請者→市）

重要！

排水設備工事申請が終わってからでは融資あっせん制度のご利用はできません。必ず工事前に排水設備工事申請と一緒に手続きを行ってください。

【排水設備等新設改造資金融資あっせん申請書】

＜添付書類＞ 各1部

ア 排水設備等新設（増設・改築）申請書及びその添付書類

イ 印鑑証明書【申請者・連帯保証人】

ウ 市税納税証明書（※）

【申請者：《未納がない証明書》】

【連帯保証人：市県民税納税証明書 + 固定資産税納税証明書】

エ 市県民税課税証明書（※）（記載事項証明）【申請者・連帯保証人】

オ 建築物所有者の同意書（建築物が申請者の所有でない場合）

カ 見積書（工事費の明細がわかるもの）

（※）上記添付書類のうち、（ウ・エ）については、本市にて証明可能な方に限り、「納付状況の調査に係る同意書（排水設備等新設改造資金融資あっせん申請用）」の提出があれば、省略することができます。

2. 書類審査 決定通知送付（市→申請者）

融資あっせんの可否及び融資あっせん予定額を決定し申請者に通知
（この段階ではまだ融資の申し込みはできません。）

3. 工事費精算報告（申請者→市）

新設改造工事完了後、すみやかに

【排水設備等新設改造工事費精算報告書】を提出

＜添付書類＞ 1部

精算工事費の内訳がわかるもの

4. 完成検査 額確定通知送付（市→申請者）

新設改造工事が完了し検査に合格した場合

融資あっせん額を確定し申請者に通知

5. 融資手続き（申請者→金融機関）

通知を受けた方は、指定金融機関等に対し、次に掲げる書類を添えて融資の申込みをして下さい。

- ア 排水設備等新設改造資金融資あっせん決定通知書
- イ 排水設備等新設改造資金融資あっせん額確定通知書
- ウ 排水設備等新設改造資金融資あっせん申請書(写)
- エ その他指定金融機関等が必要とする書類（表1のとおり）

重要！

金融機関における融資申込み手続きは、「申請者」及び「連帯保証人」本人が直接金融機関に出向いて行う必要があります。

6. 融資額振込み（金融機関→申請者）

融資の受付締切りは毎月5日、貸付日は毎月15日です。

※ 受付又は貸付日が休日にあたるときは、その翌営業日となります。

7. 返済開始（申請者→金融機関）

融資を受けた月の翌月から

- 1ヶ月1万円（1便槽又は1浄化槽あたり）
- 毎月15日に償還
- （約定償還日前に繰上償還することも可能です）

※借入額に1万円未満の端数があるときは、初回の償還額に合算されます。

3. 雨水貯留施設改造助成金制度

公共下水道への接続により不要となった浄化槽に雨水を貯留し散水などの雑用水に活用される方に対し、**予算の範囲内で**雨水貯留施設に改造する工事費の一部を助成する制度を設けています。

(1) 助成内容

- ① 助 成 額……改造工事に要した費用の額の3分の2（千円未満の端数は切捨て）
※ 「改造工事に要した費用」とは、浄化槽の清掃・改造、ポンプの購入・設置、雨水の集排水管などに要した費用のことです。
汚泥引抜料及び申請費用等は対象外
- ② 助成限度額……改造工事1件につき20万円

(2) 助成対象者

次の要件をすべて満たす方が助成金交付の対象者となります。

- ① 公共下水道への接続により不要となった浄化槽を、雨水貯留施設に転用するための改造工事を自ら負担して行う方
（改造工事は、指定工事店が行ったものに限る。）
- ② 市税、下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業分担金、上下水道使用料を滞納していない方
- ③ 排水設備工事（下水道への切替え工事）と同時に改造工事を行う方
- ④ 排水設備工事設置期限内（供用開始の日から1年以内）に改造工事を行う方

(3) 助成申請にあたっての注意事項 **重要！**

雨水貯留施設への改造を行った場合、施設の機能が正常に稼動するよう、適正な維持管理を行う必要があります。

また、改造後の維持管理費用や将来の負担等が発生します。

これらの点を十分、理解し、検討していただいた上で、助成申請を行ってください。

（別紙「雨水貯留施設への改造を行う場合の注意事項」参照）

(4) 施工時の注意事項

- ・ 浄化槽内部は、汚物が一切残らないよう内部に入ってしっかり清掃すること。（浄化槽としての利用から、雨水貯留槽として利用できるようにする。）
- ・ 浄化槽内部部品は、基本的に一体構造になっている仕切り版以外は、全部撤去すること。
- ・ 放流先（側溝など）より害虫の侵入が考えられるため、水槽内または放流管の途中に柵があればトラップを用いて水封し、害虫の侵入を防ぐようにすること。
- ・ 散水栓は誤飲などが起こらないように鍵付のものを用いるか、「この水は飲めません」等の札を取付けるなどの工夫をし、注意喚起に努めること。
- ・ 施工中、申請時の計画に変更があった場合は、ただちに東温市上下水道課の担当者に連絡すること。

雨水貯留施設への改造を行う場合の注意事項

下水道への切り替えによって不要となる浄化槽を
雨水貯留施設へ改造したいと希望される方へ

申し込み前の段階で、次の点を十分にご理解の上、ご検討ください。

1. 改造後の適正な維持管理が必要であること。

誤飲を避けるための蛇口の管理が必要なこと

ゴミの混入に気を付ける必要があること

害虫の発生や水の腐敗に気を付ける必要があること など

2. 改造後の維持管理費用や将来の負担が必要であること。

改造後の維持管理費用は自己負担であること。

(ポンプの電気代、ポンプ故障時の補修費用、ポンプの買い替え費用など)

浄化槽の経年劣化による影響を考慮しておく必要があること

使用しなくなった時の工事費(埋め立て、撤去等の費用)が必要となること など

3. 助成金額は、改造工事に要した費用の2/3であること。

(限度額は、20万円です。)

つまり、改造工事費の1/3以上は、自己負担となること。

<助成金額の例>

改造工事費用	250,000円	300,000円	350,000円
助成金額	166,000円	200,000円	200,000円
自己負担額	84,000円	100,000円	150,000円

汚泥引抜費用や申請手数料などについては、対象外であること。

改造工事に要した費用については、市が審査し、決定すること。

4. 注意事項

予算の範囲内で助成するため、申請件数によって、希望した時期に助成対象となるかは未定であること。

偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、交付決定を取り消し、助成金の全額の返還を命じること。

(この場合、指定工事店については、指定の取消し対象となる。)

申し込みから振込まで【浄化槽雨水貯留施設改造助成金】

1. 助成金交付申し込み（申請者→市）

重要！排水設備工事申請と一緒に手続きを行ってください。排水設備工事申請が終わってからの申請はできません。

【浄化槽雨水貯留施設改造助成金交付申請書】

＜添付書類＞ 各 1 部

- ア 位置図
- イ 平面図
- ウ 構造詳細図
- エ 改造工事費用見積書
- オ 市税納税証明書

【《未納がない証明書》又は《市税納付状況にかかる申告書及び同意書》】

2. 書類審査 決定通知送付（市→申請者）

助成金の交付の適否を決定し、申請者に通知

3. 工事着手（指定工事店）

東温市下水道排水設備指定工事店により改造工事に着手

4. 完了届（申請者→市）

改造工事が完了した日から 5 日以内に

【浄化槽雨水貯留施設改造工事完了届】

＜添付書類＞ 1 部

工事写真（別に指示する写真を撮影のこと。）

5. 完成検査（市）

6. 助成金の交付請求（申請者→市）

工事の検査に合格した場合

【請求書】

＜添付書類＞ 1 部

改造工事費用の領収書（原本とコピー） ※原本は確認後、返却。

7. 助成金振込（市→申請者）

関係書類を審査し、助成金を交付

〈参 考〉

公共下水道の『助成金』又は『融資』に関する必要証明書一覧表

1. 東温市役所 上下水道課へ提出が必要な証明書

	証明書の種類	①普及促進 助 成 金	②雨水貯留 助 成 金	③融 資 あつせん	備 考
申請者	市税納税証明書 (未納がない証明書)	1 通	1 通	1 通	①、②、③の申請をいずれか同時に行う場合、原本は1通で可。(※)
	市県民税課税証明書 (記載事項証明)			1 通	(※)
	印鑑証明書			1 通	
連帯保証人	市県民税納税証明書			1 通	(※)
	固定資産税納税証明書			1 通	(※)
	市県民税課税証明書 (記載事項証明)			1 通	(※)
	印鑑証明書			1 通	

(※)印の証明書は、「市税納付状況にかかる申告書及び同意書」の提出があれば省略が可能。

2. 金融機関から融資を受けるときに必要な証明書

	証明書の種類	愛媛銀行	愛媛信用金庫	えひめ中央 農協	松山市農協
申請者	市県民税納税証明書				
	所得証明書	1 通	1 通	1 通	1 通
	印鑑証明書(※2)	1 通	1 通	1 通	1 通
	住民票			1 通	1 通 (※1)
連帯保証人	市県民税納税証明書				
	固定資産税納税証明書				
	所得証明書		1 通	1 通	1 通
	印鑑証明書(※2)	1 通	1 通	1 通	1 通

※1 不要な場合がありますので、松山市農協へお問い合わせください。

※2 証明書の有効期限(3ヶ月以内など)の取扱いに、ご注意下さい。

※3 その他、金融機関により、上記以外の書類(本人確認用の免許証、またはそれに代わるもの等)が必要となることがあります。事前に金融機関へのご確認をお願いします。

第6章 指定工事店

1. 指定工事店の責務及び遵守事項

指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規程に定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければなりません。

『遵守事項』

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- (2) 工事は、適正な工事費で施工し、また、工事請負契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (4) 自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (5) 工事は、排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けた後に着手すること。
- (6) 工事は、責任技術者の技術上の管理下においてでなければ設計及び施工しないこと。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- (8) 災害等緊急時に排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。
- (9) 「排水設備等新設（増設・改築）申請書」は工事を行おうとする日の5日前までに提出すること。
- (10) 工事完了後5日以内に「排水設備等工事完了届兼工事検査申請書」を提出し、市の検査を受けること。
- (11) 指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げること。

2. 遵守事項違反による処分

指定工事店が遵守事項を違反したときは、以下により**違反点数が加算**され、**点数に応じて処分**を行います。

なお、違反点数は1年間違反を行わなかった場合に消滅しますが、**1年以内に新たな違反を行った場合は消滅期限が延長され、累積点数により処分**を行います。

(同じ違反を行った場合は**2倍の点数**が加算されます。)

(1) 違反行為に係る加算点数の基準

・ 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき	…	40点
・ 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき	…	40点
・ 施工する排水設備工事が、下水道の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき	…	40点
・ 排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けていない工事を施工したとき	…	30点
・ 工事完了後5日以内に「排水設備等工事完了届兼工事検査申請書」の届出を行わず、市の検査を受けなかったとき	…	20点
・ 責任技術者の管理下でない者が工事を設計し、又は施工したとき	…	20点
・ 正当な理由もなく工事の申し込みを拒否したとき	…	20点
・ 工事請負契約に際して、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さないとき	…	20点
・ 指定工事店に関する事項の変更等の届出をしない、又は虚偽の届出をしたとき	…	10点
・ 指定工事店証を営業所内の見やすい位置に掲げていないとき	…	10点

※上記のほか、指定工事店として行う行為が市の信頼を損なうと判断される行為を行ったときは、その都度審査を行い、違反点数を決定します。

（２）累積点数による処分の基準

10点以上20点未満	…	口頭注意、又は文書注意
20点以上40点未満	…	文書厳重注意及び始末書の提出
40点以上60点未満	…	1月以内の指定の効力停止
60点以上80点未満	…	1月を超え3月以内の指定の効力停止
80点以上100点未満	…	3月を超え6月以内の指定の効力停止
100点以上	…	指定の取消し

（３）処分の公表

指定工事店の指定を取り消し又は指定の効力を停止したときは、その旨を一般に周知する措置をとります。

[illegible]

お問い合わせ先

〒791-0292

東温市見奈良530番地1

東温市役所 上下水道課 料金係

TEL 089-964-4416（課直通）

FAX 089-964-4447